# ▲ 不動産システム

### TEL:0852-31-3333 FAX:0852-31-3339 TEL:0853-25-7653 FAX:0853-25-7650 縁紙(えにし)~不動産情報

正常な商習慣を超えた利益供与の禁止

〒690-0001 松江市東朝日町133番7号 〒697-0024 浜田市黒川町154番1号

〒690-0044 松江市浜乃木2丁目5番18号 〒693-0014 出雲市武志町420番1号

■浜田営業所 TEL:0852-67-3578 FAX:0852-67-3579 TEL:0855-23-3101 FAX:0855-23-3081



LPガスの商慣行是正に向けた



## 制度改正が行われます

LPガス販売事業者と契約する際の注意点

2024年 7д2д 施行

### 気をつけていただきたいこと

LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15号の3、4

LPガス販売事業者は、賃貸住宅の大家さん等とガス契約を自己と締結させ 🗙 ることを目的として、大家さん等に対し正常な商習慣を超えた利益を供与

してはならない。

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害する恐れのある、 LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約 締結等の禁止

LPガス販売事業者は、賃貸住宅の大家さん等との間でLPガス販売事業者の 変区を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。

LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること、または応じた場 合は違法となる恐れがあります。また、入居者にとって不利益が生 じる可能性が高く、皆さまにとっても不利益になりかねませんので 十分ご注意ください。

LPガス販売事業者が罰則の対象となる。 (30万円以下の罰金)







インターネット (Wi-Fi)

インターフォン

エアコン

2024年 気をつけていただきたいこと 7月2日



LPガス料金表等の提示の徹底

施行

賃貸住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択できず特定のLPガ ス販売事業者と契約を締結しなければならなかったために、賃貸借契約 締結後にトラブルが発生しています。トラブルを防ぐため、契約締結前 に入居者へLPガス料金表等の提示をお願いします。

2025年 4月2日 施行

■本社

気をつけていただきたいこと

LPガス料金は3部料金制です

LPガスの三部料金制

基本料金

従量料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

消費設備料金

ガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものの 利用に応じて発生する費用

※賃貸住宅の場合は「該当なし」と記載

LPガス器具等はオーナー様にご負担いただき、入居者には請求できない ことになりました。

施行日以降にLPガス販売契約をした入居者に対し、LPガス料金を請求する × ときは配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利 用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。

LPガス販売事業者と契約を結ばれる場合、設備費用については大家さんが ご負担いただくなど、法令に基づく適切な契約をお願いします。

賃貸借契約書の貸主控え 郵送方法変更のお知らせ

拝啓、時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は、特に賃貸住宅管理運営業務に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申 し上げます。

さて、以前より賃貸借契約書のオーナー様控えを月次の精算書に同封し ておりましたが、業務見直しに伴い2024年7月より契約締結後、賃貸借契

約書のオーナー様控えは手続きを行う担当店舗より郵送いたします。 お手元に到着されましたら、ご確認いただき解約まで保管ください。

オーナー様へはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解いただきますよう お願い申し上げます。

今後も、より一層のサービス向上に取り組んでまいりますので引き続き ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具